

# 名寄せ資料について

相対値基準の場合、パブリックサポートテストは実績判定期間2事業年度分（更新は5事業年度分）の寄附を合算して判定します。そのため、寄附者名簿も実績判定期間中のすべての寄附について、寄附者区分ごとに整理した表を作成すると、申請書の添付資料のうち、第1表付表1が記載しやすくなります。

申請にあたっては、基準限度超過額の確認等のため、計算過程がわかる資料も併せて提出するようにしてください（下記のような実績判定期間通算の寄附者名簿を作成している場合は、当該寄附者名簿を提出してください）。

○年度～○年度 寄附者名簿（相対値用）						
特定非営利活動法人○○○○						
受領年月日	寄附者名・名称	住所・事務所の所在地	寄附金額 (ア)	(ア)と基準限度額※のい ずれか少ない 額	基準限度 超過額 (ア)-(イ)	備考
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     役員からの寄附を含めても構いません。その場合、名寄せして記載します。この金額が20万円を超える場合は、「第1表付表1」の③に記載が必要です。                 </div>						
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     役員からの寄附は、それぞれの親族等の寄附を合算します（親族合算）。小規模法人の特例を適用する場合は親族合算の必要はありません。                 </div>						
<b>① 役員および役員の親族等(20万円以上のもの)</b>						
○年5月16日	加古川太郎	兵庫県加古川市◎町4-1	400,000			理事
○年6月7日	加古川美咲	兵庫県加古川市◎町4-1	300,000			理事加古川太郎の配偶者
	加古川太郎	親族合算計 a	700,000	700,000	0	
○年5月5日	加東 次郎	兵庫県加東市△◎町5-5	150,000			理事
○年5月30日	加東 茶	兵庫県加東市△◎町5-5	100,000			理事加東次郎の父
	加東次郎	親族合算計 b	250,000	250,000	0	
○年7月6日	宝塚 一郎	兵庫県宝塚市○○町1-1	200,000			監事
	宝塚一郎	親族合算計 c	200,000	200,000	0	
		小計①(a+b+c)⇒第1表付表1F	1,150,000	1,150,000	0	
<b>② 役員および役員の親族等(20万円未満のもの)</b>						
○年7月10日	西宮二郎	兵庫県西宮市○○町1-1	100,000	100,000		理事
		小計②	100,000	100,000	0	
<b>③ 認定NPO法人または特定公益増進法人</b>						
○年8月7日	公益財団法人○○	兵庫県神戸市中央区○町1-1	600,000	600,000	0	助成金
		小計③⇒第1表付表1G	600,000	600,000	0	
<b>④ ①②③以外で⑤少額寄附者および⑥匿名寄附者を除いたもの</b>						
○年6月1日	篠山三郎	兵庫県丹波市○○町9-1	5,350			
○年6月15日	篠山三郎	兵庫県丹波市○○町9-1	3,000			賛助会費
	篠山三郎	合算計	8,350	8,350	0	
○年5月30日	株式会社△△	大阪府○□市○○区1-1	2,000,000	1,203,520	796,480	会計上寄附金として扱ってなくても、PST上、受入寄附金として計上している場合は、すべて記載しましょう。
○年6月12日	豊岡信夫	兵庫県豊岡市○町8-1	2,000	2,000	0	
○年6月20日	姫路満子	兵庫県姫路市○○町6-1	200,000	200,000	0	
○年6月23日	(一財)ひょうご◇◇協会	兵庫県神戸市○○区1-1	500,000	500,000	0	
○年7月1日	摩耶五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500	2,500	0	
...	...	...	...	...	...	...
		小計④	10,145,200	9,348,720	796,480	
		②+④⇒第1表付表1H	10,245,200	9,448,720	796,480	
<b>⑤ 1,000円未満の少額寄附</b>						
○年7月1日	摩耶峰子	兵庫県神戸市灘区△町1-1	900			摩耶五郎の配偶者
○年9月10日	有馬和泉	兵庫県神戸市北区○町5-1	300			
...	...	...	...			1,000円未満を少額寄附として扱います。
		小計⑤⇒第1表付表1I	12,550			
		①+②+③+④+⑤⇒第1表付表1K	12,007,750			少額寄付金や匿名寄附金はPSTの計算上、控除します。したがって、寄附者名簿の中でも分けて記載しておきましょう。
<b>⑥ 匿名寄附</b>						
○年5月30日	募金箱	不明	22,450			合計額は「第1表付表1」のA欄（受入寄附金総額）および「第4表二」（受入寄附金総額）と一致します。
○年6月9日	尾崎美樹	不明	5,000			住所不明
		小計⑥⇒第1表付表1E	27,450			
		①+②+③+④+⑤+⑥=受入寄附金総額⇒第1表付表1A	12,035,200			住所がわからなければ匿名寄附扱いになります。
①②④の基準限度額(A×10%)⇒第1表付表1C(※)			1,203,520	①②④(イ)欄の計算に使用		
③の基準限度額(A×50%)⇒第1表付表2D			6,017,600	③(イ)欄の計算に使用		